

教科用図書検定調査審議会運営規則 一部改正案 新旧対照表

○ 教科用図書検定調査審議会運営規則(昭和31年11月30日 教科用図書検定調査審議会決定)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第4条 (略)</p> <p>2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第3項により審議会に調査審議させることとされている事項のうち、次の各号に掲げる事項については部会に分担させるものとする。</p> <p>一 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。)第7条第1項、第8条第4項、第10条第2項又は同条第3項の規定により文部科学大臣が検定の決定、検定審査不合格の決定又は検定の留保を行うに際し、申請図書の教科用としての適否について調査審議すること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第3項により審議会に調査審議させることとされている事項のうち、次の各号に掲げる事項については部会に分担させるものとする。</p> <p>一 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。)第7条、第8条第4項、第10条第2項又は同条第3項の規定により文部科学大臣が検定の決定、検定審査不合格の決定又は検定の留保を行うに際し、申請図書の教科用としての適否について調査審議すること。</p> <p>二・三 (略)</p>

(参考)

教科用図書検定規則(平成元年文部省令第20号) (抄)

第七条 文部科学大臣は、申請図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当である場合には、決定を留保して検定意見を申請者に通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該行為が認められたときから直近の一の年度(第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合は、二以上の年度)に限り、検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。